

市第 141 号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について（老人保健法の一部改正に伴う関係規定の整備）

1 趣 旨

「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 18 年 6 月 21 日公布）により、従来の「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されるとともに、新たに「後期高齢者医療制度」が創設されます。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

そこで、関係法令の文言の整理が必要となったため、公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成 17 年 3 月 24 日議決）を一部変更します。

※ 地方独立行政法人法

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 今回の変更内容（「公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可」（関係部分抜粋）

現 行	改 正 案
14 自動車損害診療（自動車の運行により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害に関する診療(健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付若しくは療養又は老人保健法の規定による医療若しくは療養として行われる診療を除く。)をいう。)	14 自動車損害診療（自動車の運行により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害に関する診療(健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。)をいう。)